

後期高齢者医療制度からのお知らせ

【問合わせ】 国保年金課 ☎84-0652

後期高齢者医療制度の保険料軽減制度が改正されます

● 保険料の軽減措置は平成31年度以降、次のように改正されます。●

1 所得の低い方に対する保険料均等割軽減措置が見直されます

- ①均等割軽減措置の5割軽減と2割軽減の対象となる所得の上限があがります。
- ②これまで軽減割合が8.5割、9割だった方は、法令の特例により本来の軽減割合(7割)から上乘せして軽減されていましたが、平成31年度から段階的に本来の割合(7割)に戻ります。(保険料が急激に上がるのを避けるため、段階的に見直しを行います。)

均等割額の軽減措置()内は平成30年度の額)

対象者の所得要件 (世帯主と世帯の被保険者全員の 軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合				
	本来の 割合	30 年度	31 年度	32 (2020) 年度	33 (2021) 年度
㊦ 33万円以下	7割	8.5割	8.5割	7.75割	7割
① ㊦のうち、世帯の被保険者全員の年金 収入が80万円以下で各種所得なし		9割	8割	7割	
㊧ [33万円+ 28万円 (27.5万円)×世帯の被保険者数]以下	5割	5割			
㊨ [33万円+ 51万円 (50万円)×世帯の被保険者数]以下	2割	2割			

※①の方については、別途実施される年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の開始に合わせて見直されます。(ただし、課税者が同居している場合は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は納付実績等に応じて異なります。)

※㊦の方については、年金生活者支援給付金の支給の対象とならないことなどを踏まえ、1年に限り8.5割軽減を据え置きます。

2 職場の健康保険などの被扶養者だった方の均等割額の軽減措置が本来に戻ります

後期高齢者医療制度の資格取得日の前日に職場の健康保険などの被扶養者だった方(国民健康保険および国民健康保険組合は対象外)は、法令の特例により均等割額の軽減措置が拡大されていますが、本来の軽減措置に戻ります。

所得割額 ●

平成30年度	平成31年度
賦課されません	賦課されません

※今後賦課開始時期が検討されます。

均等割額 ●

平成30年度	平成31年度以降
5割軽減	資格取得後2年間5割軽減 (3年目以降は軽減なし)

※所得の低い方に対する軽減措置(8.5割、8割)の対象となる方については、そちらが適用されます。また、この元被扶養者に対する軽減措置の対象でなくなっても、所得の低い方に対する軽減措置(8.5割、8割、5割、2割)の対象となる方については、そちらが適用されます。